



発行 東京都

目次

28

規則（教）

- 東京都学校経営支援センター処務規則の一部を改正する規則……………二
- 東京都教育委員会が行う情報公開事務に関する規則の一部を改正する規則……………二
- 東京都教育委員会が保有する個人情報保護等に関する規則の一部を改正する規則……………二
- 東京都教育委員会が保有する特定個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則……………三
- 東京都教育委員会が保有する特定個人情報の識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………三
- 東京都教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則……………三
- 東京都公立学校会計年度任用職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則……………三
- 都立学校等に勤務する時間講師に関する規則の一部を改正する規則……………四
- 都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則の一部を改正する規則……………四
- 学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………四
- 東京都教育委員会会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則……………六
- 東京都公立学校会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則……………七
- 東京都公立学校会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則……………七

訓令（教）

- 学校職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………八
- 学校職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………八
- 東京都教育委員会職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………九
- 東京都立学校設置条例施行規則の一部を改正する規則……………九

告示（教）

- 東京都教育委員会印刷物取扱規程の一部改正……………一〇
- 東京都教育委員会電子情報処理規程の一部改正……………一〇
- 職員の育児休業等に関する規程の一部改正……………一〇
- 東京都立学校の経営企画室に関する規程の一部改正……………一一

告示（固評審）

- 昭和四十五年東京都教育委員会告示第十三号（東京都公立小学校、中学校、義務教育学校及び中等教育学校前期課程の学級編制基準）の一部改正……………一二

規程（文）

- 東京都固定資産評価審査委員会が行う情報公開事務に関する規程の一部改正……………一二
- 東京都固定資産評価審査委員会が保有する個人情報の保護に関する規程の一部改正……………一三
- 東京都固定資産評価審査委員会が保有する特定個人情報の保護に関する規程の一部改正……………一三
- 東京都交通局組織規程の一部を改正する規程……………一三
- 東京都交通局長が行う情報公開事務に関する規程の一部を改正する規程……………一三
- 東京都交通局長が保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する規程……………一三
- 東京都交通局長が保有する特定個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する規程……………一三
- 東京都交通局電子情報処理規程の一部を改正する規程……………一三
- 東京都交通局職員懲戒分限審査委員会規程の一部を改正する規程……………一三
- 東京都交通局会計年度任用職員の任用等に関する規程の一部を改正する規程……………一四
- 東京都交通局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程……………一四

する規程……………

○東京都交通局所管の事業の施行に伴う移転資金融資あつせん規程を廃止する規程…四

公 告

○東京都交通局窓口事務に係る標準処理期間に関する要綱……………(交通局)…四

規 則 (教)

東京都学校経営支援センター処務規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年三月三十一日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第九号

東京都学校経営支援センター処務規則の一部を改正する規則

東京都学校経営支援センター処務規則(平成十八年東京都教育委員会規則第五号)の

一部を次のように改正する。

別表第一東京都東部学校経営支援センターの項中

同 足立工業高等学校

同 荒川商業高等学校

同 足立工業高等学校

を

同表東京都西部学校経営支援センターの項中

同 八王子盲学校

同 立川ろう学校

同 八王子盲学校

同 八王子盲学校

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

東京都教育委員会が行う情報公開事務に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年三月三十一日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第十号

東京都教育委員会が行う情報公開事務に関する規則の一部を改正する規則

東京都教育委員会が行う情報公開事務に関する規則(平成十一年東京都教育委員会規

則第三十二号)の一部を次のように改正する。

第九条第三号中「生活文化局広報聴部都民の声課」を「総務局総務部情報公開課」

に、「都民の声課等」を「情報公開課等」に改める。

第十二条第三項中「都民の声課等」を「情報公開課等」に改める。

別記第二号様式から第九号様式まで及び第十一号様式中「四」を削る。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

東京都教育委員会が保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則を

公布する。

令和四年三月三十一日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第十一号

東京都教育委員会が保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正

する規則

東京都教育委員会が保有する個人情報の保護等に関する規則(平成三年東京都教育委

員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

第三条第三号中「、国民年金手帳」を削る。

別記第二号様式から第七号様式まで、第九号様式、第十一号様式から第十四号様式ま

で及び第十六号様式から第十九号様式までの規定中「四」を削る。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

東京都教育委員会が保有する特定個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年三月三十一日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第十二号

東京都教育委員会が保有する特定個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則

東京都教育委員会が保有する特定個人情報の保護等に関する規則（平成二十七年東京都教育委員会規則第五十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項第三号中「国民年金手帳」を削る。

別記第三号様式から第八号様式まで、第十号様式、第十一号様式、第十三号様式から第十六号様式まで及び第十八号様式から第二十一号様式までの規定中「四」を削る。

附則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

東京都教育委員会行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年三月三十一日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第十三号

東京都教育委員会行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則

東京都教育委員会行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例施行規則（平成二十七年東京都教育委員会規則第四十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「条例別表第一の九の項」を「条例別表第一の十の項」に改め、同条第二項中「条例別表第一の十の項」を「条例別表第一の十一の項」に改め、同条第三項中「条例別表第一の十一の項」を「条例別表第一の十二の項」に改め、同条第四項中「条例別表第一の十二の項」を「条例別表第一の十三の項」に改め、同条第五項中「条例別表第一の十三の項」を「条例別表第一の十四の項」に改める。

附則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

東京都教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年三月三十一日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第十四号

東京都教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則

東京都教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則（平成二十七年東京都教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

別表介護欠勤の項及び育児欠勤の項を削る。

附則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

東京都公立学校会計年度任用職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年三月三十一日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第十五号

東京都公立学校会計年度任用職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則

東京都公立学校会計年度任用職員の任用等に関する規則（平成二十七年東京都教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

別表介護欠勤の項及び育児欠勤の項を削る。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

都立学校等に勤務する時間講師に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年三月三十一日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第十六号

都立学校等に勤務する時間講師に関する規則の一部を改正する規則

都立学校等に勤務する時間講師に関する規則（昭和四十九年東京都教育委員会規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

第十八条の第三第三項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とする。

第十九条第三項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とする。

附 則

1 この規則は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の都立学校等に勤務する時間講師に関する規則第十八条の三に規定する時間講師による介護休暇及び同規則第十九条に規定する時間講師による介護時間に係る申請等は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年三月三十一日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第十七号

都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則の一部を改正する規則

都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則（平成十九年東京都教育委員会規則第六

十号）の一部を次のように改正する。

第二十条第二項中「常勤職員又は法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員で」を「いずれかの職（日勤講師を除く。）に」に改め、同条第三項中「第一項に規定する」を「日勤講師にあつた者が当該任用の期間の属する年度の翌年度において引き続き日勤講師として新たに任用された場合において、当該任用の日の前日に使用することができる」に、「当該任期中に使用しなかった日数がある場合で、第七条第二項の規定により再度任用が行われたときは、当該再度任用が行われた期間を「同日の属する年度に付与されたものがある場合は、別表第二に定める日数を限度として翌年度」に改める。

第二十二條第三項中「次の各号のいずれにも該当する」を「介護休暇開始予定日から起算して九十三日を経過する日から六月を経過する日までの間に、その任期が満了し、かつ、東京都のいずれかの職に引き続き任用されないことが明らかでない」に改め、同項各号を削る。

第二十二條の二第三項中「次の各号のいずれにも該当する」を「一日につき定められた勤務時間が六時間十五分以上である勤務日がある」に改め、同項各号を削る。

別表第一介護欠勤の項及び育児欠勤の項を削る。

附 則

1 この規則は、令和四年四月一日から施行する。ただし、第二十条第二項の改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則第二十二條に規定する日勤講師による介護休暇及び同規則第二十二條の二に規定する日勤講師による介護時間に係る申請等は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年三月三十一日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第十八号

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成七年東京都教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第十二条の見出し中「職員等」に改め、同条第二項第一号中「企業職員」の下に「（これらの職員のうち臨時的任用の職にあつた者を除く。）」を加え、同条第三項中「年の」を「年度の」に改め、同条第四項中「その年」を「その年度」に改め、「付与日（以下）」の下に「この項において」を加え、同条に次の一項を加える。

5 東京都の臨時的任用の職に在職する者が退職後引き続き職員（条例第十五条第五項に規定する臨時的に任用された教育職員、実習助手、寄宿舎指導員、事務職員、技術職員（栄養士の業務に従事する者に限る。）及び学校栄養職員（以下「臨時的任用職員」という。）を除く。）として採用された場合における当該職員の当該採用された年度の年次有給休暇の日数は、当該採用された日の前日に使用することができる日数のうちその年度に付与されたものに、当該採用された月に応じ、別表第一の二に定める日数を加えたものとする。

第十三条第一項中「以下」の下に「この条及び別表第二において」を加える。
第十四条を次のように改める。

（臨時的任用職員の年次有給休暇の日数）

第十四条 臨時的任用職員の年次有給休暇の日数は、一 会計年度において引き続き任用される期間（以下「任用期間」という。）に依り、別表第三のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合に該当する臨時的任用職員の年次有給休暇の日数は、当該各号に定める日数とする。

- 一 同一会計年度内において、東京都の臨時的任用の職に在職する者が任用期間満了後引き続き臨時的任用職員として新たに任用される場合（地方公務員法第二十二條の三第一項の規定による臨時的任用の更新をしたときを含む。）当該任用以前の勤務と当該任用以後の勤務とが継続するものとみなした場合に当該任用の日以後に使用することができる日数から、当該年度内において使用した日数を差し引いた日

数

二 東京都のいずれかの職（臨時的任用の職及び会計年度任用の職を除く。）にあつた者若しくはその他教育委員会が定める者が引き続き臨時的任用職員として新たに任用される場合又は東京都の臨時的任用の職に在職する者が任用期間の中途において退職後引き続き臨時的任用職員として新たに任用される場合 新たに臨時的任用職員に任用された日（以下この号において「任用日」という。）前一年の期間内に付与されていた年次有給休暇の日数に当該年次有給休暇の付与日（以下この号において「前付与日」という。）から任用日の前日までの月数を十二で除して得た数を乗じた日数（一日未満の端数があるときは、これを日単位に切り上げた日数）に、前付与日前一年の期間内に付与されていた年次有給休暇の日数のうち使用しなかつた日数及び任用日の属する任用期間に依り、別表第三に定める日数を加えた日数（前付与日前一年の期間内に付与されていた年次有給休暇の付与日が任用日前二年以前の日である場合は、当該日数から前付与日前一年の期間内に付与されていた年次有給休暇の日数のうち使用しなかつた日数を差し引いたもの）から、前付与日から任用日の前日までに使用した日数を差し引いた日数

三 東京都の会計年度任用の職に在職する者が当該任用の期間満了後引き続き臨時的任用職員として新たに任用される場合 当該任用の日の前日に使用することができる日数のうちその年度に付与されたものに、任用期間に依り、別表第三に定める日数を加えた日数

第十四条の次に次の一条を加える。

（臨時的任用職員の年次有給休暇の繰越し）

第十四条の二 東京都の臨時的任用の職にあつた者が当該任用の期間の属する年度の翌年度において引き続き臨時的任用職員として新たに任用された場合において、当該任用の日の前日に使用することができる年次有給休暇の日数のうち同日の属する年度に付与されたものがあるときは、二十日を限度として翌年度に限りこれを繰り越すことができる。ただし、前年度における勤務実績（その年度に新たに臨時的任用職員となつた日以後の期間において割り振られた勤務日の総数に対する勤務した日数の割合をいう。以下この条において同じ。）が八割に満たない者については、この限りでない。

この場合において、二暦日にわたり継続する勤務時間を割り振られたときのその終期の属する日（他の勤務時間が割り振られた日を除く。）は、当該年度において割り振られた勤務日の総数及び勤務した日から除くものとする。

2 勤務実績を算定する場合において、次に掲げる期間は、勤務した日数とみなす。

一 超勤代休時間が承認された勤務日等（日を単位とする場合を除く。）、休日及び代休日

二 条例第十五条、第十六条（日を単位とする場合を除く。）、第十七条及び第十八条の規定による休暇により勤務しなかつた期間

三 公務上の傷病又は通勤による傷病により勤務しなかつた期間

四 職員の職務に専念する義務の特例に関する条例第二条の規定により職務に専念する義務を免除されて勤務しなかつた期間

五 学校職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則別表第一号から第四号までの事由に該当する場合で勤務できなかつた期間

第二十九条の二を次のように改める。

（特別休暇等の特例）

第二十九条の二 東京都のいずれかの職を退職した者が引き続き職員（臨時的任用職員を除く。）に採用された場合において、当該採用された年における条例第十六条から第十八条の二までの規定の適用については、当該退職以前の勤務と当該採用以後の勤務とが継続するものとみなす。任期の更新をしたときも同様とする。ただし、東京都の常勤の職を退職した者が引き続き再任用職員又は任期付職員等に採用された場合における条例第十七条第一項の規定（長期勤続休暇に限る。）の適用については、この限りでない。

2 東京都のいずれかの職を退職した者が引き続き臨時的任用職員に任用された場合において、当該任用された年度における条例第十六条から第十八条の二までの規定の適用については、当該退職以前の勤務と当該任用以後の勤務とが継続するものとみなす。地方公務員法第二十二条の三第一項の規定による臨時的任用の更新をしたときも同様とする。

第二十九条の三の次に次の一条を加える。

（臨時的任用職員に関する読替え）

第二十九条の四 臨時的任用職員についての第二十三条の三第二項、第二十七条の三第二項及び第二十七条の四第二項の規定の適用については、これらの規定中「一の年」とあるのは「一の年度」とする。

第三十一条中「第十三条第四項第六号の規定」を「第十三条第四項第七号」に改め、同条中「条例」との下に、「第十四条の二第二項第四号中「職員の職務に専念する義務の特例に関する条例第二条」とあるのは「職員の職務に専念する義務の特例に当該区市町村が定めた条例」と」を加える。

別表第三を次のように改める。

別表第三（第十四条関係）

任 用 期 間	付与日数
十一月を超え一年以内の期間	二十日
十月を超え十一月以内の期間	十八日
九月を超え十月以内の期間	十七日
八月を超え九月以内の期間	十五日
七月を超え八月以内の期間	十三日
六月を超え七月以内の期間	十二日
五月を超え六月以内の期間	十日
四月を超え五月以内の期間	八日
三月を超え四月以内の期間	七日
二月を超え三月以内の期間	五日
一月を超え二月以内の期間	三日
一月以内の期間	二日

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

東京都教育委員会会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正す

る規則を公布する。

令和四年三月三十一日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第十九号

東京都教育委員会会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

東京都教育委員会会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成二十七年東京都教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第二十七条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とする。

第二十九条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とする。

附則

1 この規則は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の東京都教育委員会会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則第二十七条に規定する職員による介護休暇に係る請求等及び同規則第二十九条に規定する職員による介護時間に係る請求等は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

東京都立学校会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年三月三十一日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第二十号

東京都立学校会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

東京都立学校会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成二十七年東京都教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第二十七条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とする。

第二十九条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とする。

附則

1 この規則は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の東京都立学校会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則第二十七条に規定する職員による介護休暇に係る請求等及び同規則第二十九条に規定する職員による介護時間に係る請求等は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

東京都立学校会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年三月三十一日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第二十一号

東京都立学校会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

東京都立学校会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則（令和三年東京都教育委員会規則第三十九号）の一部を次のように改正する。

第十二条第三項の改正規定中「（会計年度任用の職）」の下に「及び臨時的任用の職」を加え、同項の改正規定に次のように加える。

四 東京都の臨時的任用の職に在職する者が当該任用の期間満了後引き続き職員として新たに任用される場合 当該任用の日の前日に使用することができる日数のうち同日の属する年度に付与されたものに、所定の勤務日数、在職期間及び任用の日の属する在職する期間に応じ、別表第三に定める日数を加えた日数

第十四条第一項の改正規定中「第十二条第三項第二号」の下に「及び第四号」を加える。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

学校職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年三月三十一日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第二十二号

学校職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

学校職員の給与に関する条例施行規則（昭和三十七年東京都教育委員会規則第二十八号）の一部を次のように改正する。

第七条の二第二項を削る。

第十二条第二項第一号中「十九」を「十八」に改める。

附則

（施行期日）

1 この規則は、令和四年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日前に臨時的に任用された教育職員、実習助手、寄宿舎指導員、事務職員、技術職員（栄養士の業務に従事する者に限る。）及び学校栄養職員が病氣休暇を承認され勤務しなかった場合におけるこの規則による改正前の学校職員の給与に関する条例施行規則第七条の二の規定による給与の減額については、なお従前の例による。

学校職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年三月三十一日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第二十三号

学校職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

学校職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則（平成九年東京都教育委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第七条」を「第八条」に改める。

附則第三項中「平成三十四年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改める。
別表第一5の項を次のように改める。

5 削除

別表第一13の部(1)の項中「三千二百円」を「八千円」に、「六千四百円」を「一万六千円」に、「三千円」を「七千五百円」に改め、同部(2)の項中

(2) (1)に規定する職員が、学校が計画し、かつ、実施する修学旅行等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うものに従事したとき。

日額 千七百円

を

(2) (1)に規定する職員が、学校が計画し、かつ、実施する修学旅行等において次に掲げる業務に従事したとき。
ア 児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うものに従事したとき（イに規定する場合を除く。）。
イ 東京都立大島海洋国際高等学校の航海実習において生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うものに従事したとき。

日額 四千七百円

に改める。

日額 五千百円

附則

（施行期日）

1 この規則は、令和四年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、附則第三項の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 施行日前にこの規則による改正前の学校職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則に規定する業務に従事したことにより支給することとなった特殊勤務手当で、施行日以後に支給するものについては、なお従前の例による。

東京都教育委員会職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年三月三十一日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第二十四号

東京都教育委員会職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

東京都教育委員会職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則（平成九年東京都教育委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第四条、」を削る。

第三条中「次のとおり」を「交替制勤務者等業務手当」に改め、同条第一項第一号及び第二号を削る。

附則第二項中「平成三十四年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改める。別表2の項を次のように改める。

2	削除
---	----

附則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。ただし、附則第二項の改正規定は、公布の日から施行する。

東京都立学校設置条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年三月三十一日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第二十五号

東京都立学校設置条例施行規則の一部を改正する規則

東京都立学校設置条例施行規則（昭和三十九年東京都教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

別表一の項中

同	江北高等学校	全日制	普通科	を
同	江北高等学校	定時制	普通科	
同	江北高等学校	全日制	普通科	
同	江北高等学校	定時制	普通科	
同	足立工業高等学校	全日制	総合技術科	に、
同	足立工業高等学校	定時制	商業科	
同	足立工業高等学校	全日制	総合技術科	
同	足立工業高等学校	定時制	商業科	を
同	足立工業高等学校	全日制	総合技術科	
同	足立工業高等学校	定時制	商業科	
同	五日市高等学校	全日制	普通科、商業科	を
同	五日市高等学校	定時制	普通科、商業科	
同	五日市高等学校	全日制	普通科	
同	五日市高等学校	定時制	普通科	に改
同	五日市高等学校	全日制	普通科	
同	五日市高等学校	定時制	普通科	
同	大塚ろう学校	聴覚障害	幼稚園部	
同	大塚ろう学校	聴覚障害	小学部	
同	立川ろう学校	聴覚障害	幼稚園部	
同	立川ろう学校	聴覚障害	小学部	
同	立川ろう学校	聴覚障害	中学部	を

め、同表三の項中

同	大塚ろう学校	聴覚障害	高等部 専攻科	普通科
		幼稚園 小学部		
				に改

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

訓 令(教)

●東京都教育委員会訓令第一号

東京都教育委員会印刷物取扱規程(平成十三年東京都教育委員会訓令第二号)の一部を次のように改正する。

令和四年三月三十一日

東京都教育委員会

教育庁
教育事務所
教育出張所
教育事業所

第九条第一項中「生活文化局広報聴部都民の声課」を「総務局総務部情報公開課」に、「政策企画局計画部資料室」を「政策企画局計画調整部計画調整課資料室」に改める。

同条第二項中「生活文化局広報聴部都民の声課」を「総務局総務部情報公開課」に改める。

附 則

別記第二号様式中「生活文化局広報聴部都民の声課」を「総務局総務部情報公開課」に、「政策企画局計画部資料室」を「政策企画局計画調整部計画調整課資料室」に改める。

この訓令は、令和四年四月一日から施行する。

●東京都教育委員会訓令第二号

東京都教育委員会電子情報処理規程(平成八年東京都教育委員会訓令第十六号)の一部を次のように改正する。

令和四年三月三十一日

東京都教育委員会

教育庁
教育事務所
教育出張所
教育事業所
都立高等学校
都立中等教育学校
都立特別支援学校
都立中学校
都立小学校

第六条の二及び第六条の三を削り、第六条の四を第六条の二とし、第六条の五を第六条の三とする。

附 則

この訓令は、令和四年四月一日から施行する。

●東京都教育委員会訓令第三号

職員の育児休業等に関する規程(平成四年東京都教育委員会訓令第三号)の一部を次

都立高等学校
都立中等教育学校
都立特別支援学校
都立中学校
都立小学校

のように改正する。

令和四年三月三十一日

東京都教育委員会

第二条第二項第一号中イを削り、ロをイとし、ハをロとする。

第三条第一項中「特定職」を「任命権者を同じくする職」に改める。

附則

1 この訓令は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この訓令による改正後の職員の育児休業等に関する規程第二条第二項第一号イ及びロに該当する非常勤職員による部分休業の承認の請求は、この訓令の施行の日前においても行うことができる。

●東京都教育委員会訓令第四号

東京都立学校の経営企画室に関する規程（昭和六十一年東京都教育委員会訓令第十号）の一部を次のように改正する。

令和四年三月三十一日

東京都教育委員会

- 都立高等学校
- 都立中等教育学校
- 都立特別支援学校
- 都立中学校
- 都立小学校

別表一の項中

- 東京都立赤羽北桜高等学校
- 東京都立荒川商業高等学校

を

東京都立赤羽北桜高等学校

に改め、同表二の項中

東京都立立川ろう学校

東京都立東久留米特別支援学校

東京都立立川学園

を

東京都立立川学園

に改める。

附則

この訓令は、令和四年四月一日から施行する。

告 示 (教)

●東京都教育委員会告示第十四号

昭和四十五年東京都教育委員会告示第十三号（東京都公立小学校、中学校、義務教育学校及び中等教育学校前期課程の学級編制基準）の一部を次のように改正する。

令和四年三月三十一日

東京都教育委員会

表小学校の項中「第三学年」を「第四学年」に改める。

附則

この告示は、令和四年四月一日から施行する。

告 示 (固評審)

●東京都固定資産評価審査委員会告示第二号

東京都固定資産評価審査委員会が行う情報公開事務に関する規程（平成十一年東京都固定資産評価審査委員会告示第二号）の一部を次のように改正する。

令和四年三月三十一日

東京都固定資産評価審査委員会

別記第二号様式から第九号様式まで、第十一号様式、第十二号様式の二及び第十三号様式から第十五号様式までの規定中「四」を削る。

附則

この告示は、令和四年四月一日から施行する。

●東京都固定資産評価審査委員会告示第三号

東京都固定資産評価審査委員会が保有する個人情報の保護に関する規程（平成三年東京都固定資産評価審査委員会告示第三号）の一部を次のように改正する。

令和四年三月三十一日

東京都固定資産評価審査委員会

第三条第三号中「国民年金手帳」を削る。

別記第二号様式から第七号様式まで、第九号様式、第十一号様式から第十四号様式まで、第十六号様式から第十九号様式まで及び第二十号様式の二から第二十三号様式までの規定中「**画**」を削る。

附則

この告示は、令和四年四月一日から施行する。

●東京都固定資産評価審査委員会告示第四号

東京都固定資産評価審査委員会が保有する特定個人情報の保護に関する規程（平成二十七年東京都固定資産評価審査委員会告示第二号）の一部を次のように改正する。

令和四年三月三十一日

東京都固定資産評価審査委員会

第三条第二項第三号中「国民年金手帳」を削る。

別記第三号様式から第八号様式まで、第十号様式、第十一号様式、第十三号様式から第十六号様式まで、第十八号様式から第二十一号様式まで及び第二十二号様式の二から第二十五号様式までの規定中「**画**」を削る。

附則

この告示は、令和四年四月一日から施行する。

規程（交）

●交通局規程第二十号

東京都交通局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和四年三月三十一日

東京都交通局長 内 藤 淳

東京都交通局組織規程の一部を改正する規程

東京都交通局組織規程（昭和三十七年交通局規程第三十三号）の一部を次のように改正する。

第五条の表総務部の部総務課の項中第十一号及び第十二号を削り、第十三号を第十一号とし、同部企画調整課の項中第五号を第七号とし、第四号を第六号とし、第三号の次に次の二号を加える。

四 局事業に係るデジタル技術活用施策の企画、推進及び総合調整に関すること。

五 情報システムに関すること。

第五条の表資産運用部の部資産活用課の項中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号から第十号までを一号ずつ繰り上げ、同表建設工務部の部管理課の項第六号中「及び移転資金融資あつせん」を削る。

附則

この規程は、令和四年四月一日から施行する。

●交通局規程第二十一号

東京都交通局長が行う情報公開事務に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和四年三月三十一日

東京都交通局長 内 藤 淳

東京都交通局長が行う情報公開事務に関する規程の一部を改正する規程

東京都交通局長が行う情報公開事務に関する規程（平成十一年交通局規程第八十五号）の一部を次のように改正する。

第九条第三号中「生活文化局広報聴取部都民の声課」を「総務局総務部情報公開課」に、「都民の声課等」を「情報公開課等」に改める。

第十条第一項中「都民の声課等」を「情報公開課等」に改める。

別記第二号様式から第九号様式までの規定中「**画**」を削る。

附則

この規程は、令和四年四月一日から施行する。

●交通局規程第二十二号

東京都交通局長が保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和四年三月三十一日

東京都交通局長 内 藤 淳

東京都交通局長が保有する個人情報の保護等

に関する規程の一部を改正する規程（平成三年交通局規程第二十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第三号中「国民年金手帳」を削る。

別記第二号様式から第七号様式まで、第九号様式、第十号様式から第十四号様式まで及び第十六号様式から第十八号様式までの規定中「四」を削る。

附則

この規程は、令和四年四月一日から施行する。

●交通局規程第二十三号

東京都交通局長が保有する特定個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和四年三月三十一日

東京都交通局長 内 藤 淳

東京都交通局長が保有する特定個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する規程

東京都交通局長が保有する特定個人情報の保護等に関する規程（平成二十七年交通局規程第七十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項第三号中、「国民年金手帳」を削る。

別記第三号様式から第八号様式まで、第十号様式、第十一号様式、第十三号様式から第十六号様式まで及び第十八号様式から第二十号様式までの規定中「四」を削る。

附則

この規程は、令和四年四月一日から施行する。

●交通局規程第二十四号

東京都交通局電子情報処理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和四年三月三十一日

東京都交通局長 内 藤 淳

東京都交通局電子情報処理規程の一部を改正する規程

東京都交通局電子情報処理規程（平成十九年交通局規程第四十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号の次に次の一号を加える。

一の二 主管部長 電子情報処理に係る事務を担当する部長及び担当部長をいう。

第二条第九号中「東京都総務局が管理する」を削る。

第六条第二項中「部の長」を「主管部長」に改める。

第七条の二及び第七条の三を削る。

第十条及び第十一条中「総務部長」を「企画担当部長」に改める。

第十三条第一項中「部の長」を「主管部長」に改め、同

条第二項中「部の長」を「主管部長」に、「総務部長」を

「企画担当部長」に改める。

第十四条中「総務部長」を「企画担当部長」に改める。

第十五条中「部の長」を「主管部長」に改める。

第十六条第一項中「部の長」を「主管部長」に改め、同

条第二項中「総務部長」を「企画担当部長」に改める。

第十八条第一項及び第二項中「部の長」を「主管部長」

に改め、同条第三項中「総務部長」を「企画担当部長」に、

「部の長」を「主管部長」に改め、同条第四項中「総務部

長」を「企画担当部長」に改める。

第十九条中「部の長」を「主管部長」に、「総務部長」

を「企画担当部長」に改める。

第二十条から第二十四条までの規定中「部の長」を「主

管部長」に改める。

第二十五条中「総務部長」を「企画担当部長」に、「部

の長」を「主管部長」に改める。

第二十六条中「部の長」を「主管部長」に改める。

第二十七条第一項中「部の長」を「主管部長」に改め、

同条第二項中「総務部長」を「企画担当部長」に改める。

第二十八条第一項及び第二項中「部の長」を「主管部

長」に改め、同条第三項中「総務部長」を「企画担当部

長」に改める。

第二十九条中「部の長」を「主管部長」に改める。

第三十一条第一項中「部の長」を「主管部長」に改め、

同条第二項中「総務部長」を「企画担当部長」に改める。

第三十二条中「部の長」を「主管部長」に改める。

第三十三条第一項中「部の長」を「主管部長」に改め、

同条第二項中「総務部長」を「企画担当部長」に改める。

第三十四条中「総務部長」を「企画担当部長」に改める。

附則

この規程は、令和四年四月一日から施行する。

●交通局規程第二十五号

東京都交通局職員懲戒分限審査委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和四年三月三十一日

東京都交通局長 内 藤 淳

東京都交通局職員懲戒分限審査委員会規程の一部を改正する規程

東京都交通局職員懲戒分限審査委員会規程（昭和三十八年交通局規程第十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「又は」を「及び」に、「若しくは」を「又

は」に改め、「（以下「職員等」という。）」を削り、

「分限等に関する処分」を「分限に関する処分等」に、「おく」を「置く」に改める。

第二条中「職員等に対する」を削り、「掲げる処分」を「掲げる事項」に改め、同項に次の一号を加える。

六 その他局長が必要と認める事項

第五条中「局長」を「委員長」に改める。

附則

この規程は、令和四年四月一日から施行する。

●交通局規程第二十六号

東京都交通局会計年度任用職員の任用等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和四年三月三十一日

東京都交通局長 内 藤 淳

東京都交通局会計年度任用職員の任用等に関する規程の一部を改正する規程

東京都交通局会計年度任用職員の任用等に関する規程(平成二十七年交通局規程第三号)の一部を次のように改正する。

別表介護欠勤の項及び育児欠勤の項を削る。

附則

この規程は、令和四年四月一日から施行する。

●交通局規程第二十七号

東京都交通局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和四年三月三十一日

東京都交通局長 内 藤 淳

東京都交通局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和四年三月三十一日

東京都交通局長 内 藤 淳

東京都交通局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程

東京都交通局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程(平成二十七年交通局規程第七号)の一部を次のように改正する。

第二十条第二項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、同条第五項中「特定職」を「任命権者を同じくする職」に改める。

第二十七条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とする。

第二十九条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とする。

附則

1 この規程は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この規程による改正後の東京都交通局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程第二十条第二項第一号及び第二号に該当する職員による部分休業に係る請求等、同規程第二十七条に規定する職員による介護休暇に係る請求等並びに同規程第二十九条に規定する職員による介護時間に係る請求等は、この規程の施行の日前においても行うことができる。

東京都交通局所管の事業の施行に伴う移転資金融資あつせん規程(昭和三十五年交通局規程第三十三号)は、廃止する。

附則

この規程は、令和四年四月一日から施行する。

附則

この規程は、令和四年三月三十一日

東京都交通局長 内 藤 淳

東京都交通局所管の事業の施行に伴う移転資金融資あつせん規程を次のように定める。

令和四年三月三十一日

東京都交通局長 内 藤 淳

東京都交通局所管の事業の施行に伴う移転資金融資あつせん規程を次のように定める。

令和四年三月三十一日

東京都交通局長 内 藤 淳

東京都交通局所管の事業の施行に伴う移転資金融資あつせん規程を次のように定める。

令和四年三月三十一日

東京都交通局長 内 藤 淳

東京都交通局所管の事業の施行に伴う移転資金融資あつせん規程を廃止する規程

東京都交通局所管の事業の施行に伴う移転資金融資あつせん規程(昭和三十五年交通局規程第三十三号)は、廃止する。

附則

この規程は、令和四年四月一日から施行する。

公 告

東京都交通局窓口事務に係る標準処理期間に関する要綱の公告について

東京都交通局窓口事務に係る標準処理期間に関する要綱(平成六年九月三十日付公告)の一部を改正したので、次のとおり公告する。

令和四年三月三十一日

東京都交通局長 内 藤 淳

別表9の項を削る。

令和四年三月三十一日

東京都交通局長 内 藤 淳

別表9の項を削る。

令和四年三月三十一日

東京都交通局長 内 藤 淳

東京都交通局所管の事業の施行に伴う移転資金融資あつせん規程を次のように定める。

令和四年三月三十一日

東京都交通局長 内 藤 淳

東京都交通局所管の事業の施行に伴う移転資金融資あつせん規程を次のように定める。

令和四年三月三十一日

東京都交通局長 内 藤 淳

発行

東京都 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号

郵便番号 163-8001

定価

五〇円 一箇月 六、六〇〇円

印刷所

勝美印刷株式会社 東京都文京区白山一丁目十三番七号

郵便番号 113-0001

